

規則等の案の概要

1 規則等の案の題名

静岡市子ども・子育て支援法等施行細則の一部改正について（案）

2 規則等を定める根拠となる法令の条項

規則等を定める根拠となる規定は、ありません。

3 改正の趣旨

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下、「法」といいます。）にて定める、子どものための教育・保育給付及び子育てのための施設等利用給付の運用に関する詳細な手続について、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）にて規定しており、規定された内容を静岡市内で適用するために、本市では静岡市子ども・子育て支援法等施行細則（平成27年規則第71号）に必要となる手続や書式を定めております。

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）の施行により、子ども誰でも通園制度（0歳6か月から、満3歳までのすべての未就園児が就労要件を問わずに柔軟に保育所等を利用できる制度）に関する内容が新たに追加されました。併せて、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う子ども家庭庁関係内閣府令の整備に関する内閣府令（内閣府令第94号）が公布され、同内閣府令内に定める子ども・子育て支援法施行規則の一部改正により、子ども誰でも通園制度を利用するため利用者が受けるべき認定（乳児等支援給付認定）に関する手続きの詳細事項等について、新たに追加されました。

この改正を踏まえて、静岡市内において、制度を利用したい子どもの認定を受ける場合や制度を行う事業者（特定乳児等通園支援事業者）の確認について、必要な手続き及び手続を行うために必要な書式を定めることで、本市で制度を円滑に実施できるようにするため、静岡市子ども・子育て支援法等施行細則において、必要となる手続や様式を追加したいと考えております。

4 規則等の案の内容（改正の内容）

（1）乳児等支援給付の認定手続に関する次の様式を定めます。

ア 乳児等支援給付（子ども誰でも通園制度）認定申請書

乳児等支援給付認定を受けようとする保護者が提出すべき申請書

【法第30条の15】

- イ 乳児等支援支給認定証（こども誰でも通園認定証）
乳児等支援給付認定が決定したときに保護者あてに発行する認定証
【法第 30 条の 15 第 3 項】
- ウ 乳児等支援給付（こども誰でも通園制度）認定変更届
乳児等支援給付認定の変更を受けようとする保護者が提出すべき申請書
【法第 30 条の 17】
- エ 乳児等支援給付（こども誰でも通園制度）認定消滅届出書
市外への転出やこども園への入園等により、給付認定事由が消滅した際に保護者が提出すべき書類
【法 30 条の 18 第 1 項～第 4 項】
- オ 乳児等支援給付（こども誰でも通園制度）認定消滅通知書
乳児等支援給付認定の消滅が決定したときに保護者あてに発行する通知
【法施行規則第 28 条の 25】

（2）特定乳児等通園支援事業者の確認手続に関する次の様式を定めます。

- ア 特定乳児等通園支援事業者確認申請書
特定乳児等通園支援事業者としての確認を受けようとする者が提出すべき申請書
【法第 54 条の 2 第 2 項】
- イ 特定乳児等通園支援事業者確認(不確認)通知書
特定乳児等通園支援事業者としての確認結果を事業を行う者に通知するための書式
【法第 54 条の 2 第 2 項】
- ウ 特定乳児等通園支援事業者確認変更申請書（利用定員の増加）
乳児等通園支援事業の利用定員を増加する際に提出すべき申請書
【法第 54 条の 3】 【法第 44 条】
- エ 特定乳児等通園支援事業者確認変更申請書（利用定員の減少）
乳児等通園支援事業の利用定員を減少する際に提出すべき申請書
【法第 54 条の 3】 【法第 47 条】
- オ 特定乳児等通園支援事業者確認変更申請書（利用定員の変更以外）
乳児等通園支援事業の利用定員以外の変更がある際に提出すべき申請書
【法第 54 条の 3】 【法第 47 条】
- カ 特定乳児等通園支援事業者確認辞退届出書
特定乳児等通園支援事業者としての確認を辞退する際に提出すべき申請書
【法第 54 条の 3】 【法第 48 条】

（3）（1）から（2）に定めるもののほか、所要の改正を行います。

5 施行期日（予定）

公布日から施行する予定です。